

ペットフード安全法が平成21年6月1日に施行されました

平成19年3月、米国内で有害物質（メラミン）が混入したペットフードが原因で多くのペットが死亡し、また国内でも輸入販売されていたことが判明しました。これを受けて愛がん動物の健康を保護する目的で平成20年6月に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）が成立・公布され、本年6月1日に施行されました。本法では製造基準・成分規格などが省令で定められ、これに違反するペットフードの製造・輸入・販売が禁止されるとともに、必要な表示基準が定められています。

なお、成分規格・製造基準は平成21年12月1日まで、表示基準は平成22年12月1日までの経過措置が設けられています。

1. 成分規格

かび毒	アフラトキシンB ₁	0.02 ppm
残留農薬	グリホサート	15 ppm
	クロルピリホスメチル	10 ppm
	ピリミホスメチル	2 ppm
	マラチオン	10 ppm
	メタミドホス	0.2 ppm
添加物	エトキシキン	150 ppm（合計量） （犬用は、エトキシキン75ppm以下）
	BHT	
	BHA	

*当該飼料の水分含有量を10%に設定する。

2. 製造基準

- ①有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いのある原材料を用いてはならない。
- ②販売用愛がん動物用飼料を加熱し、又は乾燥するにあつては、微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行なうこと。
- ③プロピレングリコールは、猫用の販売用愛がん動物用飼料には用いてはならない。

3. 表示基準

販売用愛がん動物用飼料には以下の事項を表示しなければならない。

名称、原材料名、賞味期限、事業者の氏名又は名称及び住所、原産国名

ペットフード安全法では、製造業者又は輸入業者は農林水産省及び環境省に事業を届け出なければなりません。また、飼料の名称や数量など省令で定める事項について帳簿の備え付けが義務化されました。

規格・基準等の違反に対しては罰則も設けられています。

弊協会では、食品分析・飼料分析の豊富な実績を有しており、本法に定める成分規格のほか、製造基準に示される有害物質（有害金属等）や病原微生物の試験にも積極的に対応してまいります。

（お問合せ窓口）

社団法人 日本油料検定協会

URL <http://www.nykk.or.jp>

総合分析センター 〒658-0044 神戸市東灘区御影塚町 1-2-15
電話 078-841-4931 Fax 078-841-5114

分析技術センター 〒231-0002 横浜市中区海岸通 5-26-1
電話 045-641-1037 Fax 045-641-1038